

議案第11号

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の
一部改正について

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、下水道使用料等を改定することに伴い、改正する
必要があるからである。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- （4） 使用月 排水施設使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、規則で定める。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 排水設備工事（排水設備の施設を変更しない補修程度の軽微な工事を除く。）は、愛西市排水設備指定工事店規則（平成21年愛西市規則第2号）第5条の規定により市長の指定を受けた指定工事店でなければ行っていない。

第12条第2項を削る。

第21条中「第14条及び第19条」を「第15条及び第21条」に、「維持管理分担金若しくは」を削り、同条を第24条とし、第20条を第23条とし、同条の前に次の1条を加える。

（使用料の徴収事務の委任）

第22条 使用料の徴収の事務は、愛西市水道事業管理者の権限を行う市長及び海部南部水道企業団企業長に委任するものとする。

第19条を第21条とする。

第18条第2項中「又は維持管理分担金」を削り、同条を第20条とする。

第17条中「又は維持管理分担金」を削り、同条を第19条とする。

第16条の見出し中「及び維持管理分担金」を削り、同条中「又は維持管理分担金」を削り、同条を第18条とし、第15条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（使用料の算定方法）

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）に応じ、別表第2に定めるところにより算出した合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の額及

び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- 2 排出量を隔月に検針する場合は、2使用月に排除した汚水の量の2分の1の量を1使用月の排出量とする。
- 3 排出量の算定は、次に定めるところによる。
 - (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
 - (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
 - (3) 水道水と水道水以外の水を併用して使用した場合は、その使用水量の合計とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
 - (4) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が農業集落排水等に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、使用月ごとに排出量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前3号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその排出量を認定するものとする。

第14条の見出し中「及び維持管理分担金」を「の徴収」に改め、同条第4項から第7項までを削り、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(一時使用の届出)

第14条 土木工事又は建築工事その他の事由により排水施設を一時的に使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項に規定する一時使用を廃止したときは、使用者は、遅滞なくその旨

を市長に届け出なければならない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

種別	区分	排出量	1使用月につき
一般用	基本使用料（1使用月につき）		1,200円
	従量使用料 （1使用月につき）	0立方メートルを超え 10立方メートルまで	30円
		10立方メートルを超え 50立方メートルまで	150円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	180円
		100立方メートルを超え 500立方まで	210円
		500立方メートルを超え るもの	240円
		一時使用	排出量1立方メートルにつき

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項の規定は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第2項の規定の適用については、令和6年7月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。
- 3 新条例第16条及び別表2の規定は、令和7年4月分以後の使用料について適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。